

平成 27 年 10 月 28 日（水曜日）

北九州市（福岡県）

○市の概要

- ・面積：486.8 km²
- ・人口：96万3,259人
- ・世帯数：420,702世帯
- ・平成 27 年度一般会計当初予算額：5,873 億円
- ・市の木：イチイガシ



市章

北九州市は、福岡県北部にある政令指定都市である。関門海峡に面し、九州最北端に位置する。昭和 38 年に 5 市による新設合併により誕生し、三大都市圏以外で初の政令指定都市となった。現在、人口規模においては福岡市に次ぐ九州地方第 2 位の都市である。また非都道府県庁所在地に限れば川崎市に次ぐ人口を有する大都市である。

○視察内容

I 女性活躍推進アクションプランについて

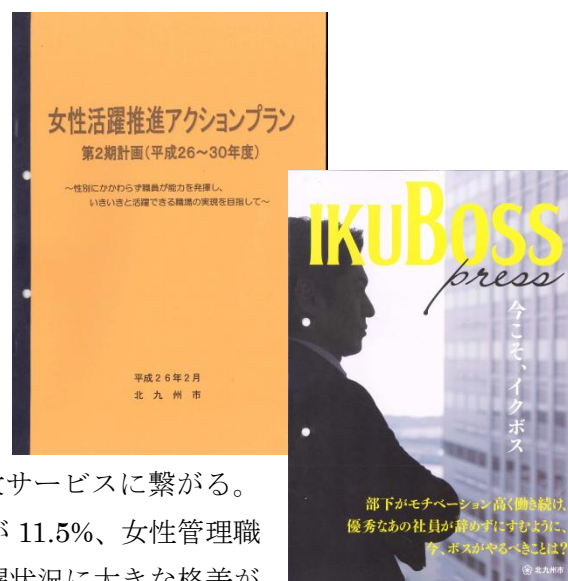
1 事業の概要

厳しさを増す財政状況や人員体制のなか、組織力を維持・向上するためには、職員一人ひとりが性別にかかわらず、その意欲と能力を十分に発揮する必要がある。また男女が政策決定に参画することで、政策に厚みが増し、より質の高い行政サービスに繋がる。しかし、平成 19 年度時点で、女性役職者の比率が 11.5%、女性管理職の比率が 5.3%と、政策決定レベルでの男女の活躍状況に大きな格差が生じており、他の政令指定都市と比べても、最低レベルという状況が続いていた。

そこで、こうした状況を改善するため、平成 20 年 2 月に、市長を本部長とする「女性活躍推進！本部」を立ち上げるとともに、同年 4 月には、人事部内に女性活躍推進を専断的に担当する「人材育成・女性活躍推進課」を設置し、組織全体で課題解決にあたることとした。

2 事業の目的

平成 20 年 8 月、女性職員がいきいきと活躍できる職場づくりの実現を目的に、「女性活躍推進アクションプラン」を策定し、平成 30 年度までの 10 年間で、現状を着実に改善す



る取り組みをスタートした。「女性活躍推進アクションプラン」は、女性職員の活躍推進を実現するための達成手段を展開する際の基本計画となるものであり、基本的な考え方、目的、指標と目標値及び施策の内容を明らかにするとともに、各施策について、計画期間に着実に実行することを定めるとしている。

3 具体的な取り組み内容

同アクションプランでは、「計画的・意識的な人材育成と登用」「女性のチャレンジを応援する組織風土への改革」「ワーク・ライフ・バランスの推進」などを柱に、29 のアクションに取り組んだ。同アクションプラン第二期計画では、1) 職員の能力開発・キャリア形成支援、2) 性別にかかわらず職員の成長を支援する組織風土の実現、3) ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んできた。



4 取り組みの効果

市では、平成 20 年に、「女性活躍推進アクションプラン」を策定し、全国に先駆けて、人材育成や意識改革、ワーク・ライフ・バランス推進等、女性職員の活躍推進に向けた取り組みを実施。これまでの取り組みにより、女性職員の意欲向上や女性のチャレンジを応援する組織風土への変化などが見られ、その結果、女性管理職比率も、プラン策定時（平成 20 年度）の 6.2%から、平成 25 年度には 12.0%となるなど、目に見える形として成果が現れている。

○所感

全国に先駆けて計画策定、実施されている北九州市の取り組みは、大変力強いと感じた。担当課長の「職員の成長のためには、仕事を通じて、上司が指導・助言を行うことが重要である」という姿勢には大いに共感した。そのために、管理監督者の研修や勤務評定にも、女性活躍推進の視点が組み込まれており、姿勢だけでなく実際に行われていた。杉並区でもとても参考になる取り組みであり、北九州市の今後更なる取り組みに期待したい。

II 北九州市安全・安心条例について

1 事業概要

安全で安心なまちづくりは、当該市の市民の快適な暮らしはもとより、「産業振興」「賑わいづくり」「都市イメージ」などに影響を与え、市の成長を支える重要な課題である。このため、北九州市が市民、地域団体、事業者等及び行政が、本市の新たな「安全・安心なまちづくり」をとともに考え、一体となって取り組む契機とし、「安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承する」ことを目的とした「北九州市安全・安心条例」を平成26年7月に制定した。



2 事業の目的

この条例は、市の安全・安心上の諸問題の解消や、市民一人ひとりの安全・安心意識の浸透、さらに安全・安心なまち「北九州市」のアピールを目的に制定するもので、次世代に安全・安心して暮らせる生活環境を引き継ぎ、市民が互いに支えあい、思いやりのある地域社会づくりを目指すものである。

3 具体的な取り組み内容

市では、平成16年以来、全小学校区での防犯パトロール結成や小学校の通学路における安全点検の実施など、地域の防犯活動が本格化し、地域、警察、行政が連携して安全な、まちづくりに取り組んできた。これまでの主な取り組みは、「地域防犯パトロール」「子ども見守り活動」「落書き消去運動」などの地域における安全・安心の取り組みや、「非行防止活動」「立ち直り支援」などの非行防止・立ち直り支援である。

○所感

北九州市安全・安心条例は第1条（目的）で、「市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくりに関する基本理念を定め」、「安全・安心を実感することができるまちを実現する」としています。また、第2条（基本理念）では、「安全・安心を脅かす事態の未然防止及び、これに対応するための体制の整備をはかることを旨とする」としています。暴力団によると思われる未解決の凶悪事件の影響もあり、平成24年度は、18年ぶりに「防犯、暴力団追放」が市政要望の第一位、平成25年度、26年度も第二位となっている現状がある。さらに、相次いだ暴力団の発砲事件や殺傷事件など、市民の命と安全を脅かす卑劣な犯罪に対し、犯人検挙を含め、暴力団対策の一定の前進があり、更なる対策や「安全安心条例」にもとづく暴力団犯罪の根絶に向けた取り組みに全力をあげるこ

が求められていると感じた。



杉並区議会総務財政委員会 行政視察 北九州市議会議場 平成27年10月28日



杉並区議会総務財政委員会 行政視察 北九州市役所 平成27年10月28日